

# 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

随時予約を受け付けていますが、接種を希望する方は予約が必要です。国の特例接種期間は、3月31日までとなっています。希望する方は早めに予約をしてください。

## 【オミクロン株対応】12歳以上の1・2回目接種を終えた方

2回目・3回目・4回目を令和4年9月までに接種した方に接種券を送付しています。上記以外の方には今後、順次発送します。手元に接種券が届かない方は連絡ください。

実施会場（3回目・4回目・5回目）

※予約が必要です。接種予約時間までに会場へお越しください。

| 個別接種                   | 会場               | 曜日  | 時間  |
|------------------------|------------------|-----|---|
| ★医療機関への問い合わせはしないでください。 | 緑町クリニック(緑町21-55) | 月～土 | 月・水・木・金 10:00～10:30、14:30～16:00<br>火 15:00～16:30<br>土 10:00～10:30 |
|                        |                  | 月～土 | 月～金 9:00～11:00、13:30～15:30<br>土 9:00～11:00                        |
|                        |                  | 金   | 金 16:00   |

| 集団接種 | 会場                  | 日       | 時間          |
|------|---------------------|---------|-------------|
|      | フクハラ若草店(札内若草町557-1) | 1/28(土) | 14:00～16:00 |

## 【従来型】12歳以上の1・2回目未接種の方

1・2回目未接種の方は、引き続き接種することが可能ですが、国の特例接種期間が延長されない限りオミクロン株対応ワクチンを接種することはできない状況です。

## 【従来型】5～11歳の方

1・2回目未接種の方は、引き続き接種することが可能です。1・2回目の接種を終えた方には、順次3回目の接種券を発送していますが、国の特例接種期間終了後の接種については現在決まっています。

## 【従来型】6カ月～4歳の方

乳幼児ワクチンが承認され、乳幼児の接種も開始しています。接種を希望する方にのみ、接種券を発送しています。希望する方は問い合わせください。

前回までの接種を転入前の市町村で行った方は申請が必要です。右記の新型コロナワクチン相談コーナーに連絡ください。

## 接種の予約・問い合わせ

パソコン・スマートフォン (24時間受付)

新型コロナワクチン接種予約受付サイト  
URL <https://jump.mrso.jp/016438>  
町ホームページからもアクセスできます。



電話 (平日午前9時から午後5時)  
新型コロナワクチン相談コーナー  
0155-54-6615

窓口来所 (平日午前9時から午後5時)  
新型コロナワクチン相談コーナー  
○幕別町役場1階 (本町130番地1)  
○札内支所 (札内青葉町311番地11)  
○ふれあいセンター福寿 (忠類白銀町384番地10)

## 在宅医療・介護連携セミナーを開催します

～家族と話そう、「自分が望む医療・暮らしたい場所」～

▶内容 ①講演 「地域で暮らし続けるという選択」  
講師：景山 倫彰 先生 (景山医院院長)

②演劇 「輝いて生きる ～あなたは最期をどうしたい?～」

▶日時 2月18日(土) 午後2時～4時

▶場所 百年記念ホール 大ホール

問・申 保健課高齢者支援係(☎54-3812) メールは二次元コードを読み込んでください。➡



申し込みが  
必要です!  
無料!

# 受付期間は2月1日(水)から3月15日(水)まで 確定申告・住民税(町道民税)申告はお早めに

問・掘 税務課住民税係(☎54-6604)

**期間内の申告を忘れずに**  
令和4年分所得税の確定申告(令和5年度分住民税(町道民税)申告の受け付けが始まります)。  
国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人また、その同一世帯の人で収入が0円でも、申告がないと本来よりも高い保険料や医療費を負担する場合があります。  
申告が必要な人は忘れずに申告しましょう。

▼障害者控除  
・身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など  
・障害者控除対象者認定書  
※申告の際に毎年必要になります。65歳以上で①要介護1と要介護2の人、②介護認定を受けている人で認知症がある人は認知症の程度により障害者控除または特別障害者控除に該当する場合があります。詳細は福祉課障がい福祉係(☎54-6612)まで問い合わせください。  
▼医療費控除  
・令和4年中に支払った医療費控除の明細書  
※医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計した額を、事前に記載して持参してください。  
▼寄附金控除  
・寄附先発行の領収書  
※確定申告を行う場合は、ふるさと納税のワンストップ特例制度が無効になりますので、「寄附金控除」を忘れずに追加してください。  
▼住宅借入金等特別控除  
・金融機関が発行する借入金の年末残高証明書  
・家屋の登記事項証明書(敷地

**申告に必要なもの**  
【収入を証明するもの】  
・源泉徴収票(公的年金、給与)・収支内訳書  
※農業、営業所得などの事業所得、不動産所得がある人は、事前に作成して持参してください。  
【控除を証明するもの】  
▼社会保険料控除  
・令和4年中に支払った国民健康保険料などの領収書や納付証明書  
・国民年金保険料控除証明書  
▼生命保険料控除  
・生命保険料控除証明書  
▼地震保険料控除  
・地震保険料控除証明書

購入のローンがある場合は土地の登記事項証明書も必要)・家屋、土地の請負契約書または売買契約書のコピー(取得年月日・面積・取得価格が分かる書類)  
※登記事項証明書は、令和4年1月1日以降発行のもの。  
※増改築やバリアフリー改修工事の場合は、税務署で申告してください。  
【その他必要なもの】  
・マイナンバー(個人番号)  
・本人名義の振込先口座の分かる預金通帳など(所得税が還付になる場合のみ)

**簡単便利な「スマホ申告」を利用ください**  
帯広税務署では、自宅などから申告手続きが完了する「スマホ申告」を推進しています。  
国税庁ホームページ 国税庁公式LINE  
   
問 帯広税務署(☎24-2161)

**町税の夜間納税相談窓口を開設します**  
経済的な事情などで納期ごとの支払いが困難な方や、平日の昼間に相談ができない方を対象に「納税相談窓口」を開設しますので相談ください。  
▶幕別・札内地区  
日 1月17日(火)～19日(木)  
午後5時30分～7時  
所 役場1階 税務課、札内支所  
持 収入が確認できる書類  
問 税務課収納係(☎54-6603)  
▶忠類地区  
日 1月17日(火) 午後5時30分～7時  
所 忠類総合支所1階 地域振興課  
持 収入が確認できる書類  
問 地域振興課税務管財係(☎8-2111)

## 確定申告・住民税(町道民税)申告の日程

| 地区    | 受付期間(土日祝日を除く)    | 時間        | 場所                |
|-------|------------------|-----------|-------------------|
| 幕別・札内 | 2月1日(水)～2月7日(火)  | 午前9時～午後4時 | 役場(1階ロビー)         |
|       | 2月9日(木)～3月3日(金)  |           | 札内コミュニティプラザ(集会室)  |
|       | 3月8日(水)          |           | 糠内コミュニティセンター      |
| 忠類    | 3月9日(木)～3月15日(水) |           | 役場(1階ロビー)         |
|       | 2月1日(水)～3月15日(水) |           | 忠類コミュニティセンター(児童室) |

※医療費控除の明細書などの確定申告に必要な書類は、税務課、札内支所、忠類総合支所、糠内出張所にあります。  
※3月16日(木)以降の確定申告は帯広税務署、住民税申告は税務課で受け付けます。

# あなたの地域の 民生委員児童委員、主任児童委員を紹介します

民生委員児童委員、主任児童委員の一斉改選により、各地域の委員が決まりました。地域の一人として、住民の身近な相談相手、福祉サービスの情報提供、地域の見守りなど、地域支援活動に取り組んでいます。「生活や子育てなどを相談したい」「福祉サービスを利用したい」など、担当地域の委員に相談してください。

委員の連絡先は、福祉課社会福祉係(☎54-6612)まで問い合わせください。

| 氏名      | 担当行政区         |
|---------|---------------|
| 宮本 真由美  | 幸町、本町1・2・3    |
| 吉田 喜恵子  | 錦町1・2         |
| 坂口 保枝   | 寿町1・2・3       |
| 谷友 美和子  | 南町2           |
| 新 川尻 宏  | 南町1、緑町1       |
| 高島 政由   | 宝町、新町         |
| 菅 好弘    | 緑町3           |
| 山添 まゆみ  | 緑町2           |
| 柿崎 登美子  | 緑町4           |
| 佐藤 隆幸   | 旭町2           |
| 坂本 智佐子  | 旭町1・4         |
| 新 七島 幸雄 | 明野北・南、新川      |
| 新 寺岡 正美 | 軍岡、南勢、大豊      |
| 西田 金雄   | 相川・西・南・北      |
| 千葉 茂喜   | 豊岡2、新和、猿別、西猿別 |
| 末永 麻弓   | 豊町、中央町1       |
| 神山 央    | 中央町2          |
| 甲谷 博子   | 中央町3          |
| 黒島 勉    | 千住1・2・東、札内区   |
| 伊藤 小百合  | 青葉町1          |
| 中寺 雅子   | 青葉町2          |
| 平野 やよい  | 春日町、東春日町      |
| 新 梶原 源基 | あかしや、あかしや中央   |

| 氏名       | 担当行政区    |
|----------|----------|
| 村上 典子    | あかしや南2   |
| 青木 レイ子   | あかしや南1   |
| 安田 正司    | 泉町       |
| 新 笹川 務   | 泉東       |
| 山口 茂子    | 若草町1     |
| 新 千葉 涼子  | 若草町2     |
| 新 小林 寛佳  | 若草町3     |
| 横山 宏     | 桂町1      |
| 上田 昭夫    | 桂町2      |
| 櫻井 枝利子   | 桂町3      |
| 楠 美智子    | 共栄町1・2・3 |
| 未定       | 北栄町1     |
| 青山 繁則    | 北栄町2     |
| 吉田 敦子    | 桜町北・中央   |
| 新 佐藤 良一  | 桜町南      |
| 新 田中 歩   | 西町1・2    |
| 早坂 ケイコ   | 新北町東     |
| 高道 昭夫    | 新北町西     |
| 齊藤 由美    | 北町1・2    |
| 中野 義明    | 北町3      |
| 新 島尻 美樹子 | 文京町      |
| 鈴江 展子    | 暁町東      |
| 岡部 直子    | 暁町西      |
| 黒田 寿美礼   | 暁町北      |

| 氏名      | 担当行政区                          |
|---------|--------------------------------|
| 小倉 佳永子  | 依田、西和、みずほ町                     |
| 松田 文子   | 稲志別、新生、中稲志別、豊岡1                |
| 塚本 逸彦   | 途別                             |
| 久保田 良幸  | 上稲志別、日新1・2、昭和                  |
| 未定      | 古舞                             |
| 栗野 実    | 糠内市街、五位、糠内第一、中糠内、西糠内           |
| 新 飛田 稔章 | 明倫、美川                          |
| 村田 敏    | 中里、駒島                          |
| 新 東口 利雄 | 忠類幸町、忠類白銀町                     |
| 新 高橋 和彦 | 忠類栄町                           |
| 菅野 由紀子  | 忠類本町、忠類錦町                      |
| 井田 寿美恵  | 忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類新生、忠類豊成、忠類晩成 |
| 下川 暢宏   | 忠類西当、忠類上忠類、忠類上当                |
| 伊澤 昭宙   | 忠類中学校区                         |
| 庄司 克哉   | 札内中学校区                         |
| 前川 みや子  | 札内東中学校区                        |
| 高橋 智彦   | 幕別中学校区                         |

※新マークは新規の委員 ※任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間

## 子ども家庭総合支援拠点を設置しました

子どもの健やかな成長をサポートする場所として、0歳から18歳までのすべての子どもとその家族や妊産婦を対象にさまざまな相談を受け付け、地域のサービスを紹介するなど、実情に応じた支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」をこども課内に設置しました。

子育てをしていく中で、子どもに腹が立ったり、イライラしたりすることは、子育て中の保護者の多くが経験しています。子どもが言うことを聞かずにイライラして、つい怒鳴ったり叩いたりしてしまったり、体調が悪いなどで、子どもの食事などの世話を十分にできないこともあるかもしれません。

子育てを頑張るのは、とても大変なことです。子育ての大変さを一人で抱えるのではなく、困ったことがあれば相談ください。



このようなことで  
困っていませんか？

- 子育てがつかなく負担を感じる
- 子どもが全然言うことを聞かない
- イライラして、つい子どもを怒鳴ったり叩いたりしてしまう
- ほかの子どもより発達が遅いような気がする
- 近くに相談できる人がいない

問 子ども家庭総合支援拠点(☎54-6621・こども課) ※相談内容は、秘密を厳守しますので、ご安心ください。

## 年末年始 (12月29日(木)～1月4日(水)) 水道凍結などの修理業者当番表

12月29日(木)～1月4日(水)の間に自宅内で「水道管が凍った」「トイレの水が流れない」などの水道トラブルが起きた場合は、当番日の業者に相談してください。

| 地区    | 当番日               | 会社名                 | 当番日   | 会社名               |
|-------|-------------------|---------------------|---|-------------------|
| 幕別・札内 | 12月29日(木)         | 一成技建(株)(☎56-7881)   | 1月2日(月)   | 南原工業(☎54-2235)    |
|       | 12月30日(金)         | (有)菅設備(☎56-3026)    | 1月3日(火)   | (株)笹原商産(☎54-2610) |
|       | 12月31日(土)         | (有)錦産業(☎56-4410)    | 1月4日(水)   | 大東工業(株)(☎56-2469) |
| 忠類    | 1月1日(日)           | (有)幕別設備工業(☎54-2909) | ※1月5日以降は、町指定の業者に連絡してください。<br>問 水道課水道係(☎54-6624) |                   |
|       | 12月29日(木)～1月4日(水) | (有)森本商会(☎8-2039)    |   |                   |

## パブリックコメントを実施します

### ▶意見を提出できる方

- ①町内に住所がある方
- ②町内に事務所もしくは事業所がある法人、その他の団体または事業を営む個人
- ③町内の事務所または事業所に勤務する方
- ④町内の学校に在学する方
- ⑤パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係がある方

### ▶意見の募集期間

1月4日(水)～2月2日(火) ※郵送の場合は当日必着

### ▶意見の提出方法

①持参 ②FAX ③電子メール ④郵便  
資料の閲覧場所に備え付けの「意見の提出書」または意見を記入した用紙(様式は問いません)に、計画の名称、住所、氏名、電話番号を記載の上、提出してください。

### ▶注意事項

- ①障がいなどの理由により文書による提出が困難な場合以外は、電話や口頭による意見は受け付けできません。
- ②提出された意見は、内容を整理し、意見に対する町の考え方を広報紙などで公表します。なお、提出時に記載された住所および氏名は公表しません。
- ③意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見と判断できるようなものは、意見として取り扱いませんのでご了承ください。

各計画案に関する資料は指定の閲覧場所のほか、町ホームページからも閲覧できます。(トップページ>町政情報>広報>パブリックコメント)



### ① 第6期幕別町総合計画後期見直し(素案)

総合計画は、本町が進むべき方向を示すものであり、まちづくりの最上位計画に位置付けられています。第6期幕別町総合計画は、平成30年度を初年度とし、令和9年度までの10年間の計画です。令和5年度が計画期間の後期5年間の初年度にあたることから、計画策定後の社会情勢の変化などを踏まえ、「第6期幕別町総合計画後期見直し(素案)」を作成しました。計画の見直しにあたり、町民のみならず、市民の意見を募集します。

#### ▶資料の閲覧場所

役場1階ロビー、札内コミュニティプラザロビー、忠類コミュニティセンター1階ロビー、糠内出張所  
※町ホームページでも公表します。

#### ▶問い合わせ・提出先

政策推進課政策推進担当 メール  
〒089-0692 幕別町本町130番地1  
☎54-6610 FAX54-3727  
✉seisakutanto@town.makubetsu.lg.jp



### ② 第4期幕別町子どもの読書推進計画(案)

町では、平成30年度に「第3期子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に係る取り組みを進めてきました。この計画期間が令和4年度をもって終了することから、令和5年度を始期とする「第4期子どもの読書活動推進計画」を策定します。この計画(案)について、町民のみならず、市民の意見を募集します。

#### ▶資料の閲覧場所

図書館各館(本館・札内分館・忠類分館)、役場1階ロビー、札内コミュニティプラザロビー、糠内出張所  
※町ホームページでも公表します。

#### ▶問い合わせ・提出先

図書館本館 メール  
〒089-0611 幕別町新町122番地7  
☎54-4488 FAX54-4920  
✉toshokan@town.makubetsu.lg.jp



1世帯当たり5万円

申請期日は1月31日<sup>④</sup>

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

申請を忘れていませんか。申請期日を過ぎてからの受け付けはできませんので、まだ手続きをしていない方は、書類を福祉課へ提出してください。

なお、世帯全員が住民税を課税されている方の扶養親族となっている場合は、対象となりません。

### 対象世帯

#### ①令和4年度住民税が非課税の世帯

対象となる世帯には、11月1日付で、町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付しています。

#### ②家計急変世帯

①の世帯を除き、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、世帯全員が「令和4年度住民税が非課税相当」の収入になると認められる世帯

※①および②は、重複しての受給はできません。

※令和4年10月1日以降に入国したなど、基準日(令和4年9月30日)において、市町村の住民基本台帳に記録されていない方は、対象となりません。

※詳しくは問い合わせください。

☎申請について…福祉課(☎54-6612)

制度について…内閣府コールセンター(☎0120-526-145 平日午前9時～午後8時)

### 支給額

1世帯当たり5万円

### 申請期限

1月31日<sup>④</sup>

### 申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

1世帯当たり1万円

申請期日は1月31日<sup>④</sup> 福祉灯油等支給事業

申請を忘れていませんか。申請期日を過ぎてからの受け付けはできませんので、まだ手続きをしていない方は、書類を福祉課へ提出してください。

### 対象世帯

令和4年9月30日現在幕別町に住所があり、申請日まで引き続き居住している、次の1または2の要件を満たす世帯。

#### 1. 令和4年度住民税が非課税の世帯で次のいずれかに該当している世帯

- ①令和4年9月30日において満65歳以上の方のみで構成する世帯
- ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の方が属する世帯
- ③児童扶養手当受給者が属する世帯
- ④特別児童扶養手当受給者が属する世帯
- ⑤幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に定める重度心身障害者が属する世帯
- ⑥幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に定めるひとり親家庭等の母または父が属する世帯
- ⑦北海道が発行する特定医療費(指定難病)受給者証もしくは特定疾患医療受給者証の交付を受けた方または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた方が属する世帯

#### 2. 生活保護世帯

※1の①～⑥および2に該当する世帯には、11月1日付で、町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付しています。⑦に該当する世帯は、次の窓口まで印鑑と受給者証、受取口座を確認できる書類(通帳など)の写しを持参の上、申請してください。

※同一住居(2世帯住宅なども含みます。)において複数の世帯が存在する場合は、いずれの世帯も1または2の要件に該当する場合に限り、助成の対象となります。ただし、助成の対象となる世帯は、当該世帯のうち1世帯のみとなります。詳しくは問い合わせください。

### 支給額

1世帯当たり1万円

### 申請期限

1月31日<sup>④</sup>

### 申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

#### 対象とならない世帯

- ▶世帯全員が住民税を課税されている方の扶養親族となっている世帯
- ▶申請時において、世帯全員が入院しているまたは社会福祉施設に入所している世帯

☎福祉課社会福祉係(☎54-6612)

低所得の世帯対象

## 子育て世帯生活支援特別給付金

1人当たり5万円(国)+1万円(北海道)=6万円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活支援を行うため、給付金を支給します。

支給額 児童1人当たり一律6万円

※北海道独自の給付金が創設されたため、本給付金(5万円)に1万円を上乗せして支給します。

### ひとり親世帯

#### ▶対象者

令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育するひとり親の方のうち、次の①から③のいずれかに該当する方

※ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金がすでに支給されている場合は、対象外です。

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方  
※対象者にはすでに支給済みです。
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

#### ▶申請方法

申請者の世帯の状況によって、必要な申請書・添付書類が異なります。申請前に子ども課子ども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

#### ▶支給時期

申請内容を確認後、北海道から指定口座に可能な限り速やかに支給します。

申請期限 2月28日<sup>④</sup>

☎子ども課子ども支援係(☎54-6621) HP <https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/news/2022-0601-1039-47.html>

### ひとり親世帯以外の子育て世帯

#### ▶対象者

①、②の両方に該当する方  
※ひとり親世帯分の給付金がすでに支給されている場合は、対象外です。

①令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育する父母等

※令和5年2月末までに生まれた新生児も対象になります。

②令和4年度住民税(均等割)が非課税(※未申告の場合は対象外)の世帯または令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯

#### ▶申請方法

申請前に子ども課子ども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

※対象者のうち、令和4年4月分以降の児童手当(公務員を除く)または特別児童扶養手当を受給していて、令和4年度の住民税(均等割)が非課税の方は、申請不要で受給できます。

#### ▶支給時期

申請内容を確認後、幕別町から指定口座に可能な限り速やかに支給します。申請不要の対象者には、随時支給します。

申請期限 2月28日<sup>④</sup>

※新生児の場合は3月15日<sup>④</sup>



町ホームページ

## 提出するだけ！ 単独大腸がん検診

提出場所・時間が幅広く、待ち時間なく提出できるので、簡単・気軽に検査を受けられます。

- ▶実施期間 2月6日<sup>⑤</sup>～9日<sup>⑥</sup> 正午まで ※提出日の1週間前までに申し込みください。
- ▶提出窓口 保健課、札内支所、ふれあいセンター福寿
- ▶受付時間 午前9時～午後5時  
※2月9日<sup>⑥</sup>は正午まで。札内支所は水曜日のみ午後7時まで受け付けします。
- ▶対象者 40歳以上の町民
- ▶自己負担 40歳:無料 41歳～69歳:400円 70歳以上:100円 ※令和5年3月31日時点の年齢

メールはこちら  
保健課健康推進係

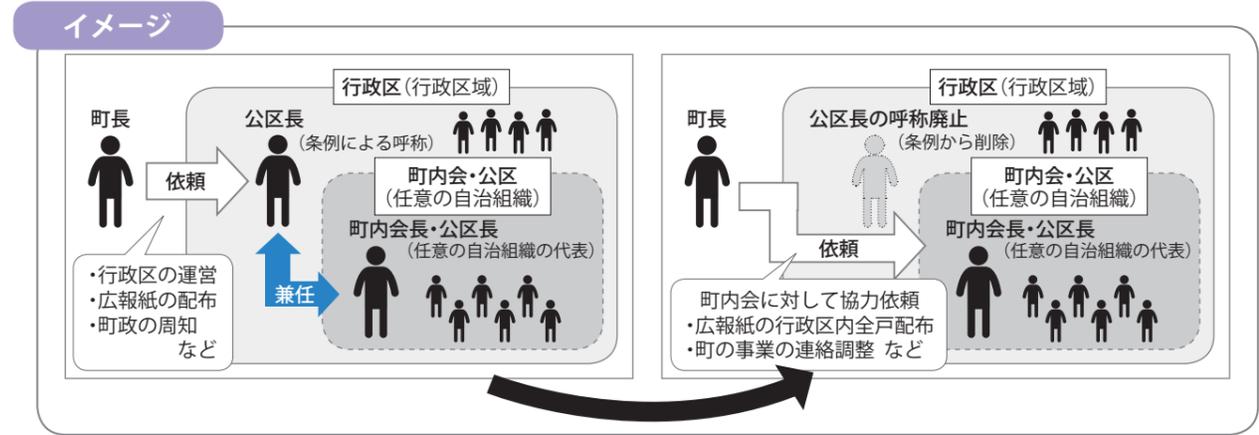


☎申保健課健康推進係(☎54-3811) ✉ [kenkou@town.makubetsu.lg.jp](mailto:kenkou@town.makubetsu.lg.jp)

# 町内会などの自治組織と町との協力体制の見直しについて

町では、113の区域に分けて行政区を設置しており、それぞれの行政区内で「町内会」や「公区」の名称を用いた任意組織による自治活動が行われていますが、昨今の住民意識の変化を背景に地域コミュニティの衰退が懸念されています。

このことから、町では、地域コミュニティの活性化に向けて、地域の活動主体が町内会などの自治組織であることを明確にするため、条例による「公区長」の呼称を廃止し、行政文書での組織の名称を「町内会」に改めるなど、自治組織と町との協力体制を見直します。



- 4月からは…
- ▶行政文書や広報紙における自治組織の呼称は「町内会」を用います。(これまで「公区」と称している組織に名称変更を強制するものではありません。)
  - ▶これまで公区長に依頼していた事務は、「町内会」に協力依頼します。
  - ▶町内会による全戸配布を基本とした広報紙の配布を通じて、隣近所での顔の見える関係を築き、支援が必要な住民への対応や防災面の取り組みなど、町内会による活動を促進します。

# 選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度について

選挙公営制度とは、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

令和2年の公職選挙法の改正により、町村の選挙においても「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ビラの作成」「選挙運動用ポスターの作成」に係る費用の一部が新たに選挙公営の対象とされました。

また、この法改正時に、町議会議員選挙でのビラの頒布(上限1,600枚)解禁および供託金制度(15万円)の導入が行われています。

## ▶地方選挙の選挙公営と供託金

| 選挙区分   | 公営の有無    |             |           | 供託金額               |
|--------|----------|-------------|-----------|--------------------|
|        | 選挙運動用自動車 | 選挙運動用ビラ     | 選挙運動用ポスター |                    |
| 道知事    | ○        | ○           | ○         | 300万円              |
| 道議会議員  | ○        | ○           | ○         | 60万円               |
| 市長     | ○        | ○           | ○         | 100万円 ※政令指定都市240万円 |
| 市議会議員  | ○        | ○           | ○         | 30万円 ※政令指定都市 50万円  |
| 町村長    | ○        | ○           | ○         | 50万円               |
| 町村議会議員 | ○        | ○<br>(頒布解禁) | ○         | 15万円               |

## ▶公費負担の種類と限度額

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例で定められている公費負担の種類は、次のとおりです。候補者は、1～3の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で、幕別町の公費負担を受けることができます。

※供託金が没収されない候補者に限ります。

※事前に事業者等と対価を支払う契約(有償契約)をする必要があります。

※公費負担の対象になる場合は、幕別町が各契約業者等に直接その費用を支払いますので、候補者が立て替え払いをする必要はありません。

### 1. 選挙運動用自動車の使用(①と②の契約は選択制)

| 契約種別                    |                                 | 公費負担の限度額                |
|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| ①一般運送契約(ハイヤー、タクシーの借り上げ) |                                 | 1日1台64,500円×5日=322,500円 |
| ②個別契約                   | 自動車の借り入れ契約(レンタル、個人、会社などからの借り上げ) | 1日1台16,100円×5日=80,500円  |
|                         | 燃料の供給契約                         | 7,700円×5日=38,500円       |
|                         | 運転手の雇用契約                        | 1日1人12,500円×5日=62,500円  |

※同日に①と②の両方の契約をした場合は、どちらか一方の契約のみが公費負担となります。

※表の単価と日数は上限のため、それに満たない契約の場合は、その契約の額が公費負担となります。

※生計同一親族からの自動車借り入れ、燃料供給、運転手雇用の場合は公費負担の対象となりません。(例外あり)

### 2. 選挙運動用ビラの作成

| 単価の上限   | 枚数の上限                             |
|---------|-----------------------------------|
| 1枚7円73銭 | 町長選挙……………5,000枚<br>町議会議員選挙…1,600枚 |

※表の単価と枚数は上限のため、それに満たない契約の場合は、その契約の額が公費負担となります。

### 3. 選挙運動用ポスターの作成

| 単価の上限    | 枚数の上限 |
|----------|-------|
| 1枚4,307円 | 100枚  |

※表の単価と枚数は上限のため、それに満たない契約の場合は、その契約の額が公費負担となります。

●選挙公営制度の詳細は、町ホームページに掲載しています。

●令和5年4月に予定されている幕別町議会議員選挙および幕別町長選挙については、広報紙および町ホームページなどでお知らせします。

問 選挙管理委員会事務局(☎54-5400)